

第9回大阪市路上喫煙対策委員会 次第

日 時：平成19年11月22日（木）

午後2時00分

会 場：大阪市役所 P1会議室

1 開 会

2 議 題

- ・ 活動状況等の報告について
- ・ 「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について

3 閉 会

(配付資料)

- 資料1 第9回大阪市路上喫煙対策委員会資料
- 資料2 第9回大阪市路上喫煙対策委員会(参考資料)
- 資料3 審議結果報告書(最終答申)骨子(案)
- 資料4 審議結果報告書(最終答申)(案)

第9回大阪市路上喫煙対策委員会資料

大阪市環境局

平成19年11月22日

第8回委員会のまとめ「禁止地区での取り組みについて」

- 確実に成果が上がってきているということで非常に望ましい。その一方で、今後、悪質違反者をどうするかが問題になってくる。悪質違反者を放任すると、制度そのものの信頼性が低下するので、ここはノウハウを蓄積して、さらに他都市と連携するなど具体的に考えなければならない
- 10月1日に比べて2日以降は劇的な減少になっている。これを見る限り非常に大きな効果があったと思えるが、周知を徹底したことによるのか
- 大阪市として様々な普及啓発を行ったが、10月1日が特徴的なのはマスコミの取材が非常に多く、テレビ、新聞で全国的に報道されたことがある。しかし、罰則を実際に適用しない都市がある中で、本当に大阪市が過料徴収をしたことと、それを報道等を通じて知ったということが大きいと考えられる。（事務局）
- 禁止地区の喫煙設備を見たが、きれいでよかった

第8回委員会のまとめ「(仮称) 重点啓発推進地区」について (3-1)

- ポイ捨て条例と路上喫煙対策とリンクさせた考え方があれば、双方ともに実効性を保てるのではないか。ポイ捨て条例は平成7年に施行され、路上喫煙対策と守備範囲は違うが、重なり合う部分もある
- まち美化パートナー制度の参加団体は、バラエティーに富んでいて、地元企業とか学校といった組織が含まれ、狭い意味での「地域団体」に限定されていない。一方、重点啓発推進地区の場合は、一定の領域と密接な関係があるところが実施団体になり、その領域を推進地区に指定するわけで、その意味で、まち美化パートナー制度とは若干異なる面が出てくる
- まち美化パートナー制度は、ポイ捨ての多い地域を先に行政がノーポイモデルゾーンに指定して、そこで清掃される団体は地域外でも参加団体としている (事務局)

第8回委員会のまとめ「(仮称) 重点啓発推進地区」について (3-2)

- 特に予算を伴わないでもできることも何かあるはずなので、重点啓発推進地区に関する準備段階としての活動もできるのではないか
- 重点啓発推進地区は、大阪市と地域の協働を基本とする仕組みだが、まち美化パートナー制度にも学ぶことも多い。しかし、まったく同じものではないので、リンクさせるイメージの形成には、かなり時間がかかる。むしろ先に若干の地域を指定して、経験を集積し検証していくのがよい
- 地域の主体性を尊重することが前提であるので、地域指定の要件、行政としての関与の程度を示し、その条件でそれぞれ自主的に取り組むところにまず手を挙げてもらい、その上で隣接地域等はひとつのゾーンにまとめる。また、組織についてもその地域で連携をするように調整することが実現可能な方法ではないか

第8回委員会のまとめ「(仮称) 重点啓発推進地区」について (3-3)

- 地域指定の要件として、地域の広さも定めておく必要があるのではないか
- 地域の明確性と主体性を考え合わせると、その地域に対してある程度管理的な権限を持っていることが前提になってくる。団体や組織が主体的に取り組める場所の範囲はおのずと限られる
- 学校の登下校路は、線的には長くなるので、団体は複数がかかわってくる
- 地域の主体性の尊重という考え方から、PTAなど、登下校の関係である程度管理しているような組織でないと難しい。だから、物理的なスペースだけでは論じられないこともある。そういったことなども考え合わせて、大体この地域ということが決まってくる

路上喫煙防止指導員巡回結果（2－1） 10月

日	曜日	過料 処分数	現金 徴収	納付書 交付数	指導 無視
1	月	65	56	9	4
2	火	11	10	1	0
3	水	13	11	2	1
4	木	20	19	1	3
5	金	15	11	4	1
6	土	6	5	1	0
7	日	5	5	0	0
8	月	4	2	2	0
9	火	18	16	2	1
10	水	22	20	2	1
11	木	15	14	1	2
12	金	11	9	2	1
13	土	14	11	3	0
14	日	0	0	0	0
15	月	27	22	5	0
16	火	15	13	2	0

日	曜日	過料 処分数	現金 徴収	納付書 交付数	指導 無視
17	水	4	4	0	2
18	木	18	17	1	3
19	金	5	4	1	2
20	土	7	7	0	1
21	日	23	20	3	2
22	月	14	13	1	0
23	火	21	20	1	0
24	水	30	28	2	1
25	木	24	21	3	1
26	金	19	16	3	1
27	土	16	13	3	1
28	日	8	8	0	0
29	月	27	21	6	4
30	火	25	24	1	1
31	水	25	18	7	1
10月計		527	458	69	34

路上喫煙防止指導員巡回結果（2-2） 11月

日	曜日	過料 処分数	現金 徴収	納付書 交付数	指導 無視
1	木	11	10	1	0
2	金	19	18	1	2
3	土	22	19	3	3
4	日	8	7	1	0
5	月	28	22	6	4
6	火	16	16	0	1
7	水	26	22	4	2
8	木	28	24	4	0
9	金	11	10	1	4
10	土	11	9	2	0
11	日	9	7	2	0
12	月	8	5	3	1
13	火	37	34	3	7
14	水	37	32	5	5
15	木	18	18	0	1
11月小計		289	253	36	30

	過料 処分数	現金 徴収	納付書 交付数	指導 無視
累計	816	711	105	64

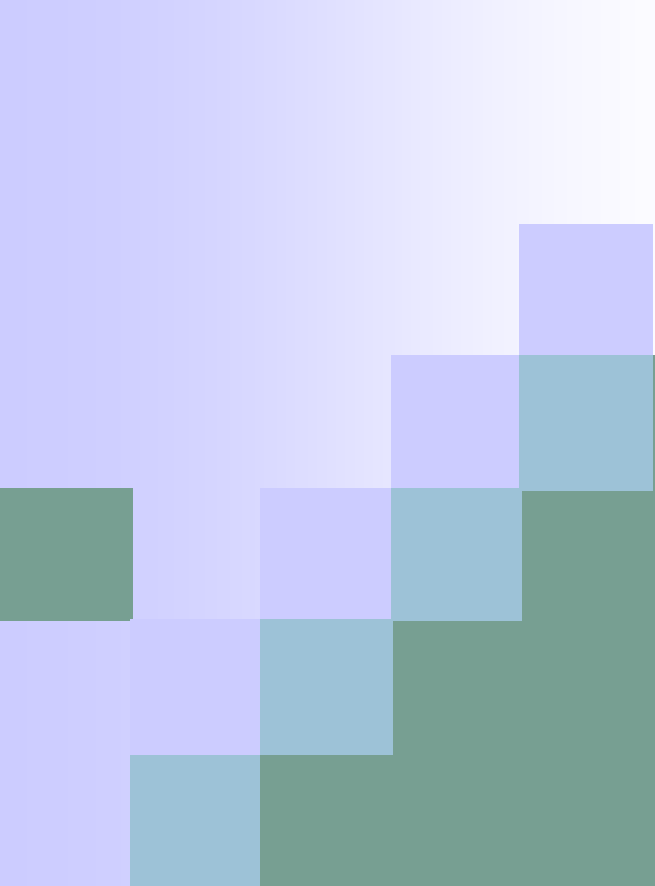
<p align="center">納付書による納付件数 11月15日現在</p> <p align="center">14</p>
--

<p align="center">督促状発送件数 10月1日～10月21日納付書交付分</p> <p align="center">31</p>

路上喫煙防止指導員巡回結果（2-2）違反者の概要

違反内容		
歩行喫煙	立ち止まっでの喫煙	その他(自転車等)
609	65	142

違反者の住所地			
大阪市内	大阪府内	大阪府外	不明
232	143	179	262



第9回大阪市路上喫煙対策 委員会(参考資料)

大阪市環境局

平成19年11月22日

定点調査結果(路上喫煙率)

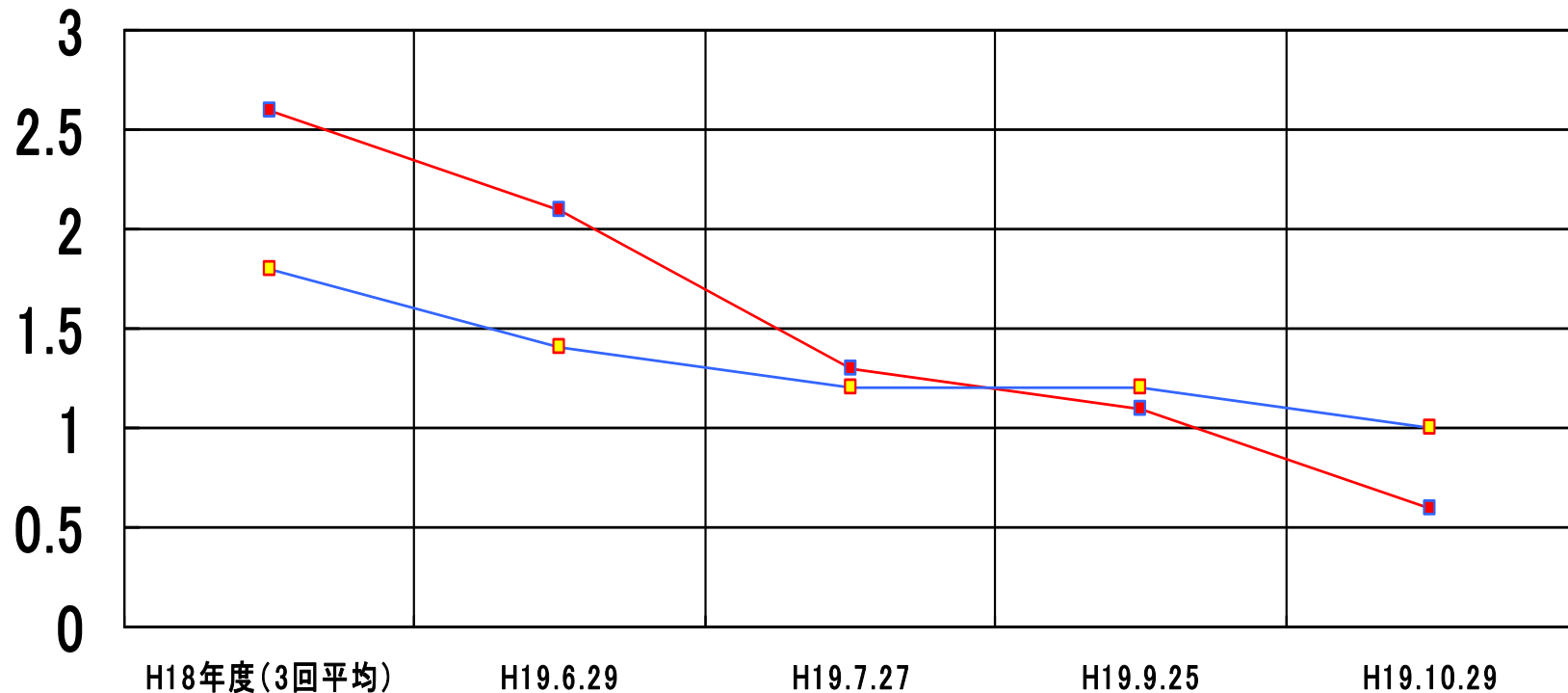
【路上喫煙禁止地区内】	平成18年度 平均(3回実施)	平成19年6月29日 (禁止地区指定前)	平成19年7月27日 (禁止地区指定後)	平成19年9月25日 (過料徴収実施前)	平成19年10月29日 (過料徴収実施後)
淀屋橋交差点	1.3%	0.7%	0.5%	0.2%	0.1%
中央公会堂前交差点	3.0%	2.4%	1.9%	2.5%	1.0%
本町3丁目交差点	3.7%	1.6%	1.0%	0.7%	0.1%
新橋交差点	1.7%	2.4%	1.1%	0.8%	0.3%
難波東口横断歩道	2.0%	1.1%	0.9%	1.0%	0.9%
南海難波駅北側三角地	7.1%	8.0%	4.8%	4.0%	1.5%
上記6地点平均	2.6%	2.1%	1.3%	1.1%	0.6%
全市平均	1.8%	1.4%	1.2%	1.2%	1.0%

一日4回実施 7:30~9:00 11:30~13:00 14:30~16:00 17:30~19:00 (計6時間)

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内平均と全市平均」

(単位：%)

■ 禁止地区内平均 ■ 全市平均

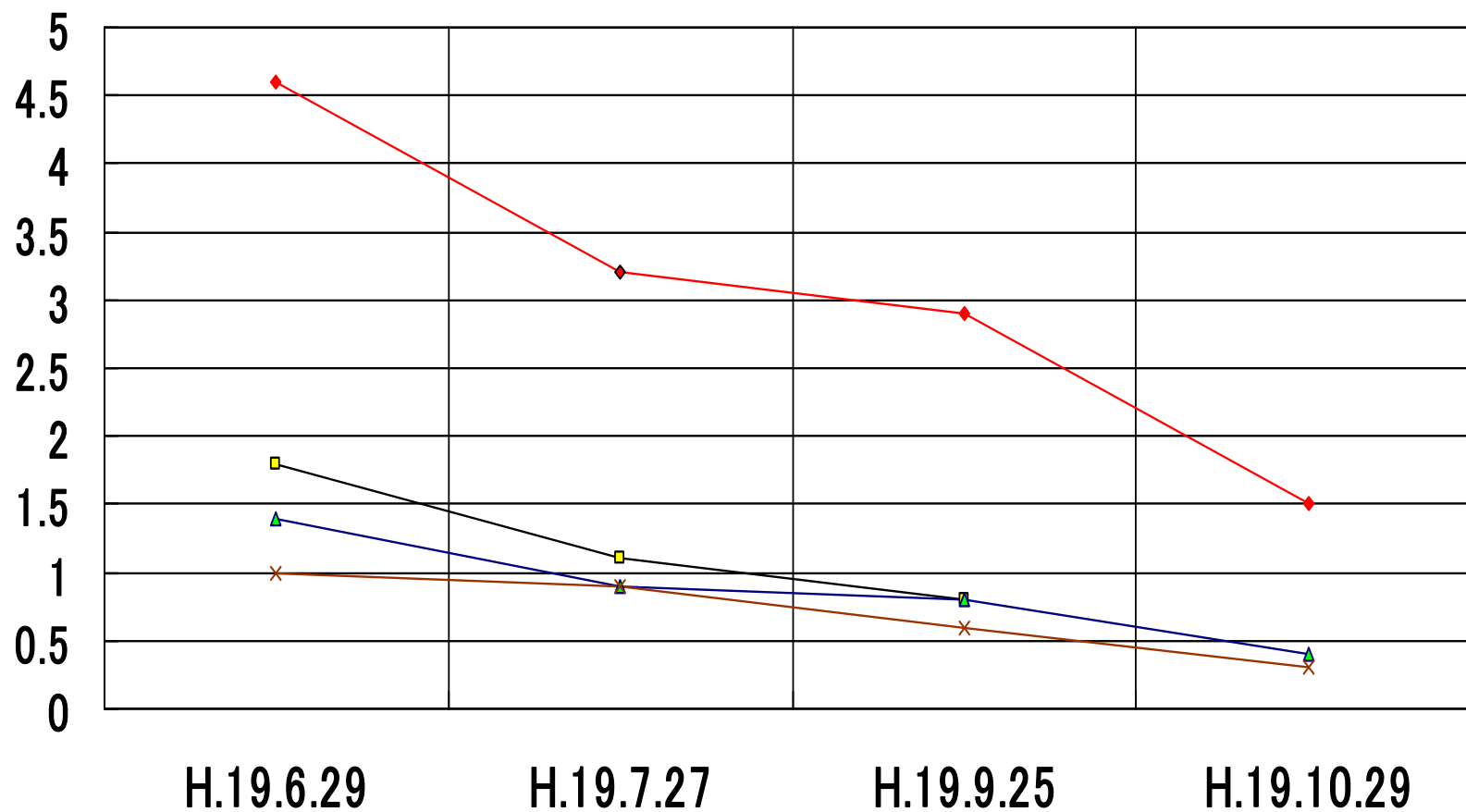


- 平成19年4月1日条例施行
- 平成19年7月4日路上喫煙禁止地区指定
- 平成19年7月13日指導員の巡回指導啓発開始
- 平成19年10月1日過料徴収実施

定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内調査時間帯別推移」

(単位：%)

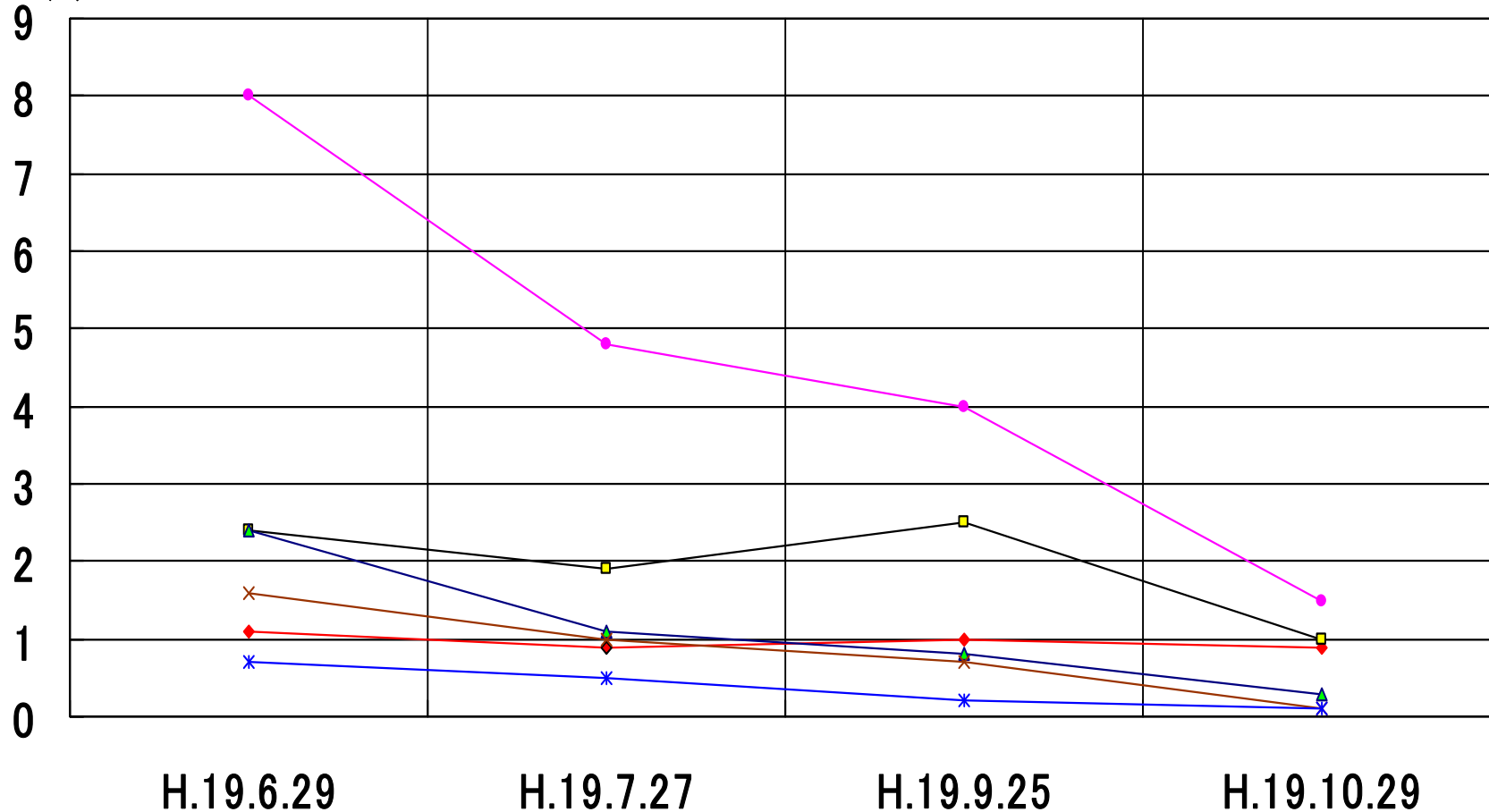
◆ 朝 □ 正午 ▲ 昼 × 夕方



定点調査結果(路上喫煙率)「禁止地区内地点別推移」

◆ 難波① ● 難波② □ 中之島 ▲ 新町(心齋橋) × 本町 * 淀屋橋

(単位：%)



定点調査結果(路上喫煙率)「地点特性別路上喫煙率推移」

単位:人	路上喫煙禁止地区 (6地点平均)				駅前 (17地点平均)				ターミナル (10地点平均)				ビジネス街 (8地点平均)				商店街 (7地点平均)				
	6/29	7/27	9/25	10/29	6/29	7/27	9/25	10/29	6/29	7/27	9/25	10/29	6/29	7/27	9/25	10/29	6/29	7/27	9/25	10/29	
朝	通行者数	3,655	3,319	3,392	3,618	6,825	6,408	6,962	7,257	8,564	8,021	8,969	9,275	6,349	6,023	7,052	6,936	2,317	2,428	2,304	2,418
	喫煙者数	169	106	100	53	134	118	106	93	163	152	141	121	114	97	86	84	80	69	64	73
	喫煙率(%)	4.6	3.2	3.0	1.5	2.0	1.8	1.5	1.3	1.9	1.9	1.6	1.3	1.8	1.6	1.2	1.2	3.5	2.8	2.8	3.0
正午	通行者数	4,569	4,219	4,241	4,893	4,506	4,907	4,468	4,765	5,008	5,344	5,069	5,392	5,057	4,882	4,874	5,156	4,221	5,119	4,368	4,743
	喫煙者数	83	45	36	18	67	47	46	39	68	53	54	50	73	52	49	38	56	42	42	34
	喫煙率(%)	1.8	1.1	0.8	0.4	1.5	1.0	1.0	0.8	1.4	1.0	1.1	0.9	1.4	1.1	1.0	0.7	1.3	0.8	1.0	0.7
昼	通行者数	4,363	4,427	4,594	5,080	4,321	4,641	4,387	4,813	4,884	5,233	5,074	5,474	4,521	4,410	4,577	4,952	4,943	6,218	5,168	5,713
	喫煙者数	61	39	35	22	49	36	37	31	49	41	42	40	54	38	34	31	34	34	40	33
	喫煙率(%)	1.4	0.9	0.8	0.4	1.1	0.8	0.9	0.6	1.0	0.8	0.8	0.7	1.2	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6	0.8	0.6
夕方	通行者数	5,133	6,946	6,327	6,772	6,891	8,288	7,546	8,025	8,328	9,953	9,019	9,648	6,496	8,048	7,537	7,743	7,040	8,214	6,715	6,900
	喫煙者数	53	62	38	22	55	63	50	42	51	72	60	52	43	50	42	47	43	48	50	40
	喫煙率(%)	1.0	0.9	0.6	0.3	0.8	0.8	0.7	0.5	0.6	0.7	0.7	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.6
計	通行者数	17,720	18,912	18,553	20,363	22,543	24,244	23,363	24,859	26,785	28,551	28,130	29,788	22,423	23,363	24,040	24,787	18,522	21,979	18,556	19,774
	喫煙者数	366	253	209	115	306	264	240	205	331	317	297	262	284	237	212	200	213	193	196	180
	喫煙率(%)	2.1	1.3	1.1	0.6	1.4	1.1	1.0	0.8	1.2	1.1	1.1	0.9	1.3	1.0	0.9	0.8	1.1	0.9	1.1	0.9

定点調査の結果と分析

○ 推定できる効果

- ・ 禁止地区内は、他の地域に比べて大幅な効果があった
(罰則適用の効果)

2.1%→0.6%

- ・ 全市的に路上喫煙率が低下した(取り組みのPR効果)

駅前 1.4%→0.8%

ターミナル 1.2%→0.9%

ビジネス街 1.3%→0.8%

商店街 1.1%→0.9%

- ・ 禁止地区内では、難波の路上喫煙率が比較的高い
- ・ 地点特性に関係なく朝の時間帯は喫煙率は高い、特に商店街が際立っている
- ・ 通行者数が多いと路上喫煙率が低くなる傾向も見られる

他都市の調査結果(路上喫煙率)

	罰則規定 施行当初		一定期間 経過後		調査 方法
札幌市 (聴き取り調査)	平成17年11月	0.14%	平成18年11月	0.16%	8時～20時 4地点
	実際に過料徴収をしている自治体				
名古屋市 (聴き取り調査)	平成18年8月	0.12% (月4回平均)	平成19年10月	0.08% (月4回平均)	午前中 8地点 各30分
川崎市 (ホームページから)	平成18年4月 (罰則規定施行10月)	1.77%	平成19年9月	0.38%	8時～9時 7地点
福岡市 (聴き取り調査)	平成15年11月	0.70%	平成18年11月	0.50%	8時～9時 14時～15時 8地点

※ 調査方法等は自治体により異なるので正確な比較はできない

これまでの普及啓発(2-1)

○ イベント等

- 区民まつり(24区) ▪ ガレージセール4区 ▪ ガレージセール・イン・OSAKA TOWN
- 中之島まつり ▪ 禁止地区周知セレモニー ▪ 路上喫煙防止街頭キャンペーン
- オーサカキング ▪ 指導員出発セレモニー2回 ▪ 天神まつりうちわ配布
- 中之島ミュージックカーニバル ▪ 御堂筋パレード など

○ 広報

- 新聞広告 ▪ テレビ・ラジオCM
- 街頭ビジョンCM放送 ▪ yahoo路線検索広告
- 地下鉄・JR・私鉄車内中吊り広告
- 駅貼りポスター ▪ 市政だより・区広報紙
- 地下鉄車内アナウンス ▪ 広報車巡回
- 御堂筋沿線事業所のポスター掲示 など



広報車

これまでの普及啓発(2-2)

○ ポスター等配布枚数(概数)

ポスター	5万枚
リーフレット	55万枚
ポケットティッシュ	65万枚

○ 環境事業センター(11センター)による普及啓発(4月以降)

駅・ターミナル周辺	828回
商店街	164回
その他	578回
(スーパー・区役所など地域の拠点)	

中部環境事業センター“一日所長”
10月11日 駒川商店街にて
湯里保育園児とともに



「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について
（「(仮称)重点啓発推進地区」の指定について）
審議結果報告書（最終答申） 骨 子(案)

〔前 文〕

- ・ 路上喫煙の問題は、基本的にはマナーやモラルの問題であり、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みを、大人のみならず子どもも念頭に置いて、総合的に推進すべき。
- ・ 諮問の項目にある「その他の路上喫煙の防止に関する重要事項について」は、今後、当委員会として、随時、大阪市の路上喫煙対策の報告を受けるときに、その都度意見を述べたい。

1 「(仮称)重点啓発推進地区」について

- 「(仮称)重点啓発推進地区」と「路上喫煙禁止地区」
 - ・ 路上喫煙の迷惑や危険の防止対策は、行政による普及啓発や条例による規制とともに、市民や事業者の広い幅をもった自主的な活動が必要。
 - ・ 「推進地区」では、市民、事業者の自主性・主体性を重んじる。
 - ・ 路上喫煙問題は、基本的にマナーやモラルの問題であることから、本来「規制」にはなじみにくい面があり、「禁止地区」指定による「規制」は、できる限り必要最小限に止めながら、「自主性」「市民運動」により、条例の実効性を高めることが重要。
- 地域団体の意見
 - ・ 地域ぐるみで推進する為には、地域として主体的に取り組む動機、目的が明確にならなければならない。

- ・ 「禁止地区」のサブ、補完の位置づけのイメージではだめ、行政の都合のよいように何かをやらされるというイメージとなるような仕組みは避けるべきである。
- ・ 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性を活かすことが大切で、将来のビジョンも必要。

○ 委員会における意見

- ・ 「推進地区」と「禁止地区」は、独立したコンセプトとして運用されるべき
- ・ 地域の主体性を中心に据えて。行政は、協働のパートナーであるという位置付け
- ・ 行政は、地域の特性に配慮しつつ、統一的なコンセプトを持って対応する
- ・ 広域的ネットワークを持つ大きな団体については、団体全体として取り組むのではなく、地域単位によって、必要性に応じて取り組むこととするべき。

○ 活動団体の認定についての考え方

- ・ 「自主性」・「市民運動」重視の観点から、団体からの要望により認定する。

団体は、地域に密着した団体（単一の団体またはそれらの連合体；地域の市民・事業者がその活動に同意している団体も含む）である必要がある。

- ・ 「自主性」に鑑み、すでに地域でまちづくりやまちの美化活動などの公共的活動に自主的に取り組んでいる団体を優先して認定する。

○ 「推進地区」のエリアについての考え方

- ・ 認定されるエリアはある程度限定的に、道路等の「線」でのみ指定す

るのではなく、私有地も含む「面」で認定する。

- ・ その他に、下記のような考慮要素を斟酌する必要がある。
 - * 路上喫煙率が高い（喫煙による迷惑の度合いが大きい）こと
 - * 通行者数が多いこと
 - * 取り組む地域が明確であること
 - * 活動団体が所在または頻繁に利用する地域であること
 - * 当該地域周辺での抑止効果・PR 効果が得られること

○ 行政の関与について

- ・ 「自主性」「市民運動」の要素を重んじ、行政は、取り組みのパートナーとして対応する。
- ・ 啓発物品、ポスター、リーフレットの提供、「推進地区」の標示物の作成、また、啓発活動時に協働する職員の派遣など必要に応じて行う。

2 「活動団体」と「推進地区」の認定に関する具体事項

○ 「活動団体」と「推進地区」認定のプロセス

- ・ 「推進地区」は全国初の取り組みである。民と行政の役割のあり方、路上喫煙対策としての実効性の面で、制度の検証、改善が必要である。
- ・ この点を念頭に置き、まず当初（20年度）は、公募に応じた団体とその活動地域から本制度にふさわしいものを数ヵ所選定し、これらの地域における取り組みの内容を検証して効果を見極めた上で、全市に拡大していくことが望ましい。
- ・ できれば、当初の公募に先立ち、本年度中にも、適切な地域において活動団体と協働して実験的な取り組みを行うことを提案する。
- ・ 認定手続きの概要例を答申に添付する。

○ 名称

- ・ 「重点啓発推進地区」という仮称は行政主導の互換が強いので、例えば「★★★★★」という名称に変更してはどうか。
- ・ 自主性尊重に鑑み、地域で決定した呼称を冠することができ、大阪市全体の「推進地区」の取り組みも認知される愛称が望ましい。具合的には、統一呼称と自主呼称の複合名称とすることが考えられる。

○ 留意点など

- ・ 「禁止地区」、「推進地区」は、互いにメイン・サブの関係ではなく、両者の相乗効果により、路上喫煙の防止に関する総合的な施策の推進をはかる。
- ・ これまでのポイ捨て対策にかかる施策は、ポイ捨てされた後のごみの清掃という面では一定の効果があつたが、今後、路上喫煙対策とも関連づけ、ポイ捨ての未然防止のためのマナー、モラルの向上にむけた取り組みを進めていくことが、ポイ捨て対策にとっても有効であると考えられる。
- ・ 「ポイ捨て防止条例」及びまちの美化対策の実効性を勘案するとともに、まち美化パートナー制度と本制度のあり方の整理が必要。
- ・ 認定の際には、当委員会の意見を聴くものとし、一定の基準と委員会の判断により市長が指定する。

「路上喫煙禁止地区」にかかる考え方について
（「(仮称) 重点啓発推進地区」の指定について）

審議結果報告書（最終答申）
（案）

平成 19 年 12 月 日

大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

「大阪市路上喫煙対策委員会」では、平成19年4月25日、大阪市長から『路上喫煙禁止地区』にかかる考え方について」の諮問を受け、このうち第1の諮問項目である『路上喫煙禁止地区』の指定について」の中間答申（以下「第1回中間答申」という）を6月28日に提出した。これに基づき、7月4日、市長は、御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」（以下「禁止地区」という。）に指定したところである。

また、9月5日には、「喫煙設備のあり方について」と題する第2回中間答申を提出し、禁止地区指定に伴う喫煙設備についての考え方などについて提言したところである。

当委員会では、引き続き、諮問項目の一つである「(仮称)重点啓発推進地区」（以下「推進地区」）について審議を進めてきたが、このたび、その審議結果をここにとりまとめた。

当委員会は、路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題であり、喫煙者のみならず非喫煙者も含めた市民の間に、他人に迷惑や危険を及ぼす行為を慎むというマナー意識の向上、定着がみられなければ、根本的な解決は難しいと考えている。

そのためには、行政による普及啓発、規制とともに、市民や事業者の自主的な取り組みが必要であり、路上喫煙対策は、そうした取り組みを、大人のみならず子どものことも念頭において、総合的に推進すべきものと考えている。

この市民や事業者の自主的な取り組みは、誰もが参加できる広がりを持った運動として推進、発展させていくことが重要であり、路上喫煙マナーの向上を通じて一般的なマナーやモラルを高める運動へ、ひいては主体的なまちづくり

の活動へとつながっていくことを期待するものである。逆にまた、「推進地区」における市民や事業者の活動がそのような方向に発展していけば、その地域における路上喫煙対策は大きな成果を上げ得ると考えられる。

なお、市長の諮問には、「その他の路上喫煙の防止に関する重要事項について」の1項があるが、これについては、今後、当委員会として、随時、大阪市から路上喫煙対策の取り組みの具体的状況の報告を受ける際に、その都度、意見を述べることとするので、それを施策の参考とされたい。

1 「推進地区」について

(1) 根拠規定

「推進地区」の設置については、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」(以下「条例」という。)の以下の条項がその根拠となる。

第3条 「本市は、この条例の目的を達成するため、市民等への啓発、市民等の自主的な活動の支援その他路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。」

第4条 「市民等は、自ら路上喫煙をしないように努め、互いに協力して路上喫煙の防止のための活動に積極的に取り組むとともに、前条の規定により本市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。」

(2) 「推進地区」と「禁止地区」について

「はじめに」に記したように、当委員会としては、路上喫煙の迷惑や危険の防止の達成は、マナーやモラルの向上によってもたらされると考えている。

したがって、路上喫煙対策の推進には、行政による普及啓発や条例などによるルールづくり、規制とともに、市民や事業者の広い幅をもった自主的な活動が必要である。

「禁止地区」の取り組みは行政による規制が主たる要素であるのに対して、「推進地区」における取り組みの主体は、市民や事業者の自主的な活動、市民運動である。

第1回中間答申でも述べたとおり、当委員会では、「特に、喫煙する自由を尊重することと、健康、防火、防災及びまちの美化などの観点から路上喫煙を規制するという相反する問題をどのように調和させるかを常に念頭に置きながら」審議を進めてきた。「禁止地区」の取り組みと異なり、「推進地区」においては、市民、事業者の自主的、主体的な運動の広がりによって、路上喫煙防止についての意識、理解が広まり、マナーの向上へとつながって、自ずと問題が解決の方向へ向かうことから、この「相反する問題」も大きな課題とはならない。

もちろん、第1回中間答申においても述べたとおり、「『禁止地区』における具体的な経験の積み重ねは、いずれ良好な喫煙マナーを定着させ、喫煙者と非喫煙者の理解に接点をもたらしてくれると当委員会は期待している」し、「『禁止地区』における実効性のある規制は、『禁止地区』内における路上喫煙の迷惑や被害の防止のため有効であるとともに、『禁止地区』における規制や啓発活動を見聞きする喫煙者のマナー向上への契機となるというプラスの波及効果も持つと考えられる」ことから、現状での「禁止地区」での「規制」は、引き続き進めていく必要がある（「3 留意点 ①」参照）。

しかし、できる限り規制は最小限に止めながら、市民や事業者の自主的な取り組みにより条例の実効性が確保できれば望ましいと考える。

(3) 地域団体、委員会での意見

以上のような「推進地区」の考え方についての地域における活動団体の意見は次のとおりである。

- 地域ぐるみで推進するためには、地域として主体的に取り組む動機、目的が明確にならなければならない
- 「禁止地区」のサブ、補完の位置づけのイメージではだめ
- 行政の都合のよいように何かをやらされるというイメージとなるような仕組みは避けるべきである
- 活動内容等は、行政でしぼりかけるのではなく、地域の特性を活かしたものにす
- 取り組みを拡げていくことが大切で、それぞれの地域にとっての将来のビジョンが必要
- 活動の成果をオープンにする

また、委員会においては次のような意見が出された。

- 「推進地区」と「禁止地区」は、独立したコンセプトとして運用されるべき
- 地域の主体性を中心に据えて、行政は、協働の相方、パートナーであるという位置づけが必要。地域が主体であるので、その特性に配慮する
- 行政は、地域の特性に配慮しつつ、統一的なコンセプトを持って対応する
- 広域的なネットワークを持つ大きな団体については、団体全体として取り組むのではなく、地域単位によって、必要性に応じて取り組むこととするべき

(4) 活動団体の認定についての考え方

これらの意見に基づきまとめると、「自主性」・「市民運動」重視の観点から、活動を担う団体（以下「団体」という）からの要望により認定すべきである。

団体は、地域に密着した団体（単一の団体またはそれらの連合体）である必要がある※。また、仮にそれらが大きな組織の下部団体であったとしても、その下部団体が単独若しくは連合体として「推進地区」での活動を担うことができれば、認定することとする。

推進地区応募の呼びかけは、基本的に一般に募集することとする。

また、認定すべき団体が、すでに地域でまちづくりやまちの美化活動、その他マナーやモラルの向上に関する活動等に自主的に取り組んでいる団体であれば、当該団体の実行力に信頼がおけることから、より望ましい。

※ 「地域に密着した団体」とは、地域に居住、所在する市民、事業者がその活動に同意している団体を含む。

(5) 「推進地区」のエリアについての考え方

「推進地区」に認定されるエリアについては、当初は、取り組みの実効性を確保し、「推進地区」を拡大するための成功事例を積み重ねていくという意味で、ある程度限定的にする必要があると考える。

また、「禁止地区」とは異なり、「推進地区」は、「規制」の要素が少ないので、道路等の「線」でのみ認定するのではなく、地域が明確であるならば私有地も含む「面」も含めて認定することも有効である。

また、「推進地区」認定にあたっては、以上のほかに、下記のような考慮要素を斟酌する必要がある。

① 路上喫煙率が高い（喫煙による迷惑の度合いが大きい）こと

- ② 通行者数が多いこと
- ③ 取り組む地域が明確であること
- ④ 活動団体が所在または頻繁に利用する地域であること
- ⑤ 当該地域周辺での抑止効果・PR 効果が得られること

(6) 行政の関与について

行政は、団体の「自主性」・「市民運動」の要素を重視し、取り組みのパートナーとして対応すべきである。

行政の取り組みとして例示すれば、啓発物品、ポスター、リーフレットの提供、「推進地区」の標示物の作成が挙げられる。また、必要に応じ、啓発活動時などに職員を派遣して協働することも有効であろう。

2 「活動団体」と「推進地区」の認定に関する具体事項

(1) 「活動団体」と「推進地区」認定のプロセス

「推進地区」による路上喫煙対策は、市民や事業者の主体性を重視した公民連携事業と言え、全国初の取り組みである。この種の事業は、あらかじめ民の実施範囲と行政の関与の度合いが定められているものではないため、実践の中でそれぞれの役割を探っていく必要がある。また、路上喫煙対策自体が公共的取り組みとして新しい分野であることから、実践しながら取り組みの効果を常に検証して、制度を改善していくことが特に重要である。

この点を念頭に置き、まず当初（20年度）は、団体の「自主性」重視の観点から公募を実施して、これに応じた団体とその活動地域から本制度にふさわしいものを数カ所選定し、これらの地域における取り組みの内容を十分検証して効果を見極めた上で、全市に拡大していくことが望ましい

と考える。

なお、できれば、当初の公募に先立ち、本年度中にも、適切な地域において、既の実績や計画があるなどの団体と協働して、実験的な取り組みを実施し、その内容を公募の際の制度の仕組みづくりの参考にされることを提案する。

(2) 名称について

現在の仮称「重点啓発推進地区」は、行政主導の語感が強い。地域の自主性尊重が重要であることから、例えば「★★★★★」という名称に変更してはどうか。また、「自主性」尊重に鑑み、地域で決定した呼称を冠することができることが望ましい。しかし一方で、大阪市全体の「推進地区」の取り組みとして実施していることが認知されることも意味があり、地域ごとの呼称は、上記の大阪市の統一名称と自主呼称の複合呼称とすることなども検討に値する。

(3) 認定の手続き

「推進地区」認定の際には、あらかじめ本答申や実験的取り組みに基づき、応募団体への認定基準を策定し、これに基づき審査するべきである。また、当委員会の意見を聴いた上で、市において決定する方法を提案したい。

なお、認定手続きの概要例を添付するので参考にされたい。

3 留意点

- ① 当委員会は「禁止地区」における「行政主導の罰則（過料）の適用による規制」と、「推進地区」における「市民、事業者の自主的な取り組みと行政との協働」を、メイン、サブの関係に位置づけるのではなく、それぞれ

重要な取り組みとして推進することにより、両者の相乗効果によって、路上喫煙の防止に関する対策の実効が上げられるものと考えている。

- ② これまでの大阪市のポイ捨て対策にかかる施策は、ポイ捨てされたごみの清掃の面では一定の効果があったが、今後、路上喫煙対策とも関連付け、ポイ捨ての未然防止のためのマナー、モラルの向上のための取り組みを進めていくことが、ポイ捨て対策にとっても有効であると考えている。「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例（ポイ捨て防止条例）」に基づく施策の現時点での実効性を検証する時期ではないか。とりわけ、「まち美化パートナー」制度は、地域における市民団体や企業による主体的なまちの美化の取り組みを促進する施策であり、本答申の「推進地区」との制度のあり様の関係を整理・検討する必要があると考える。

「重点啓発推進地区（あるいは変更後の名称）」
の認定（申込－承諾）にかかる手続きの概要(例)

- 申込
市民団体や事業者団体が重点啓発推進地区の承諾を受けようとするときは、「申込書」を提出しなければならない。
 - ・ 申込団体の要件
 - 責任者が明確であること
 - 団体運営に関する会則が備えられていること
 - ・ 申込書内容例

団体の名称	〇〇商店会	〇〇オフィス協議会	など
団体の代表者等	代表者	事務局長	組織内連絡担当 渉外担当 など
活動地域	〇〇商店街	〇町〇丁目内道路	〇〇ビジネス地区 など
申込理由	路上喫煙による迷惑・危険防止	など	
活動計画	地域内放送	街頭キャンペーン	啓発物品配布 など

- 申込・承諾に関するスケジュール例
申 込 → 大阪市の調査
 ↓ (3ヶ月程度)
 委員会での審議・検討・具申
 ↓ (2ヶ月程度)
承 諾

- 路上喫煙対策委員会の審議
申込受理後、大阪市内で調査を行い、路上喫煙対策委員会で審議する。
更新は、3年ごとに申込を受け大阪市内で再調査のうえ委員会で審議する。

- 意見具申
委員会では、調査報告、申込内容を基に審査・検討し、承諾に関する意見を大阪市内に具申する。

- 調査及び審査・検討事項
 - ① 活動者の人数
当該地域で、十分取り組みが可能であると考えられる人数が確保できるか
 - ② 地域住民の理解
取り組みへの同意が得られるか（同意書・署名簿等）
 - ③ 地域との関係
活動者が地域に在住もしくは事務所などの拠点を置いているか、また

は、当該市域に密接に関係しているか

- ④ 迷惑等の実態や公益性の確認
対象者に不特定多数の喫煙者と非喫煙者が存在しているか（特定の事業所等の従業者、大学等の学生、職員などではないこと）
 - ⑤ 積極性の確認
市民等に実際に呼びかける取り組みの手法があるか（活動計画書等）
 - ⑥ 過去の路上喫煙防止活動その他の公共的活動の実績があるか
 - ⑦ 地域の明確性があるか
- 更新（3年経過後）の事務手続き
- ・ 申込受理後、大阪市が活動内容等を調査し、路上喫煙対策委員会に報告する
 - ・ 委員会では、引き続き承諾するか否かを調査報告、申込内容を基に審査・検討し、更新の適否に関する意見を大阪市に具申する
- ① 当初の申込時の内容と、更新時の申込内容の比較
 - 活動の進捗・発展性などが見られる内容か
 - 積極性が認められる内容か
 - ② 活動内容等
 - 実際の活動の状況の調査
 - 各環境事業センターからの報告
 - 積極性が認められるか